様式第四から様式第六までの様式中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、備考２を削り、備考１を備考とする。

様式第七中「氏名及び住所並びに代表者の氏名　印」を「氏名及び住所並びに代表者の氏名」に改め、備考２を削り、備考１を備考とする。

様式第八中「氏名及び住所　　印」を「氏名及び住所」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。

様式第十中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、備考２を削り、備考１を備考とする。

（大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

第二十八条　大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（令和二年環境省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、大気汚染防止法施行規則様式第一の改正規定中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、「５　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。」を削る。

第一条のうち、大気汚染防止法施行規則様式第二の二の改正規定中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、「５　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。」を削り、「６　排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙２の届出は必要ない。」を「５　排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙２の届出は必要ない。」に改める。

第一条のうち、大気汚染防止法施行規則様式第三の改正規定中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、「５　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。」を削る。

第一条のうち、大気汚染防止法施行規則様式第三の四の改正規定中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考５を削る。

第一条のうち、大気汚染防止法施行規則様式第三の五の改正規定中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、「５　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。」を削り、「６　施行規則様式第２」を「５　施行規則様式第２」に改める。

第一条のうち、大気汚染防止法施行規則様式第四から様式第六までの改正規定中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考３を削り、備考４を備考３とする。

第二条のうち、大気汚染防止法施行規則様式第三の三の次に一様式を加える改正規定中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、備考８を削る。

第二条のうち、大気汚染防止法施行規則様式第三の四の改正規定中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考５を削る。

第二条のうち、大気汚染防止法施行規則様式第三の五の改正規定中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考５を削り、備考６を備考５とする。

第三条のうち、大気汚染防止法施行規則様式第三の四の改正規定中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、備考８を削る。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

３　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。